

広島県特定不妊治療支援事業の概要

広島県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精等の特定不妊治療及び男性不妊治療のうち、保険適用外となる検査・治療に要した費用の一部を助成します。

1 助成を受けることができる人

助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

1	<input type="checkbox"/>	治療開始時に婚姻している夫婦 ^{※1} であって、申請時に広島県内 ^{※2} に住所を有すること
2	<input type="checkbox"/>	体外受精または顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、生殖補助医療の保険医療機関で特定不妊治療等 ^{※3} を受けたこと
3	<input type="checkbox"/>	治療期間初日における妻の年齢が 43歳未満 であること ^{※4}

※1 事実婚の方も対象となります。

※2 単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが県内に住所を有する場合は、申請者が県内に居住の方の場合は可となります。

※3 特定不妊治療等とは、体外受精及び顕微授精並びに特定不妊治療を行うに当たり精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）をいいます。

※4

～年齢・回数の特例措置について～

- 令和4年4月2日から令和4年9月30日までの間に妻が40歳の誕生日を迎える場合（昭和57年4月2日～昭和57年9月30日生まれの方）、初めて助成を受けた際の治療期間の初日が40歳の誕生日以後であっても、令和4年9月30日までであれば、回数制限の上限は通算6回とします。
- 令和4年4月2日から同年9月30日までの間に妻が43歳になる場合（昭和54年4月2日～昭和54年9月30日生まれの方）、初めて助成を受ける際の治療期間の初日が43歳の誕生日以後であっても、令和4年9月30日までであれば、1回に限り、助成の対象とします。

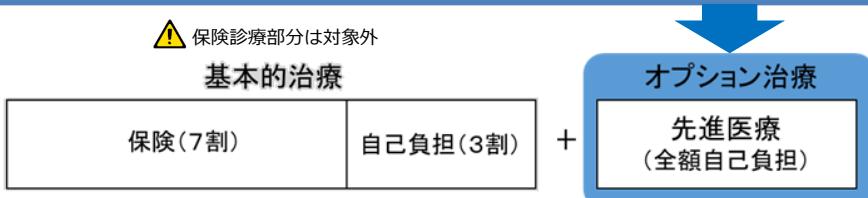
2 助成対象となる治療および助成額

令和4年4月1日以降に実施された治療（①または②）に応じ、治療に要した費用の一部を助成します。

※文書料（証明書作成料）が発生した場合は、自己負担額に含めることができます。

※院外処方については、対象となる場合がありますので、証明書依頼時に医療機関へご相談ください。

助成対象① 保険診療で実施される特定不妊治療等に併せて行われた先進医療（※5）



助成対象②

先進医療又は審議中の技術（※6）を併用することにより、本来保険適用となる特定不妊治療等も含め、全額自費診療となつた治療

⚠️ 保険診療の回数制限の上限を超えたことによる自費診療は対象外

基本的治療

生殖補助医療の保険医療機関において、
令和4年4月1日以降に開始した特定不妊治療等
(全額自己負担)

オプション治療

先進医療・審議中の技術
(全額自己負担)

先進医療等を除く
保険適用外治療
(全額自己負担)

助成額	対象①	【先進医療に要した自己負担額】の合計の1/2を助成。（千円未満切り捨て。） 【特定不妊治療】【男性不妊治療】それぞれ上限5万円
	対象②	【基本的な治療も含めて全額自費診療となつた治療に要した費用】の7割と、 1回あたりの上限額を比較して少ない額を助成。（千円未満切り捨て。） 【特定不妊治療】上限30万円（ステージC・Fは上限10万円） 【男性不妊治療】上限30万円

⚠️ ステージは医師が判断し、証明書に記載されます。

※ 5 先進医療とは

保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。ただし、医療技術ごとに保険診療との併用ができる医療機関が異なり、保険診療との併用ができない場合もありますので、受診している医療機関へご確認ください。

※ 6 審議中の技術とは

先進医療会議において審議が行われている治療等で、まだ保険診療との併用が認められていません。そのため、助成対象にはなりますが、一連の治療の中で保険が適用できる治療についても治療費が全額自己負担となりますので、この審議中の技術の実施については主治医とよくご相談ください。

対象となる保険医療機関や先進医療・審議中の技術については、
県 HP を随時更新していますので、こちらをご確認ください。



◆体外受精・顕微授精治療ステージの考え方◆

特定不妊治療には下表の A～M の 9 つのステージがあります。実施した治療がどのステージにあたるかは医療機関にご確認ください。それぞれのステージが終了した段階で 1 回とカウントします。

1 回のステージごとに助成金の申請をしてください。

助成対象範囲	治療内容	採卵まで			（前培養・凍結（受精・顕微授精）・培養）	胚移植			（胚移植の妊娠の確認おおむね 2 週間後）	助成額（上限）			
		新鮮胚移植		凍結胚移植			新鮮胚移植						
		胚移植	黄体期補充療法	胚凍結		胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法				
	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	1日
対象	A 新鮮胚移植を実施										30 万円		
	B 凍結胚移植を実施 *												
	C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施										10 万円		
	D 体調不良等により移植のめが立たず治療終了										30 万円		
	E 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常受精等により中止												
	F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止										10 万円		
対象外	G 卵胞が発育しない、または排卵終了のため中止										--		
	H 採卵準備中、体調不良等により治療中止										--		
対象	M 精子を精巣または精巣上体から採取するための手術 *										30 万円		

* B：採卵・受精後、1～3 週間程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

* M：採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、または状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

3 助成回数

（1）助成回数 ※助成対象①と②の助成回数は合算してカウントします。

初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

○ 40 歳未満の場合、43 歳になるまで 1 子ごとに 6 回

○ 40 歳以上の場合、43 歳になるまで 1 子ごとに 3 回

（2）助成回数のリセットについて

特定不妊治療の助成を受けた後、出産（妊娠 12 週以降の死産を含む）した場合、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。

◆注意点◆

助成回数は、リセット後に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢で再決定します。助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合は、助成回数リセットを適用しませんのでご注意ください。（詳しくは県 HP をご確認ください。）

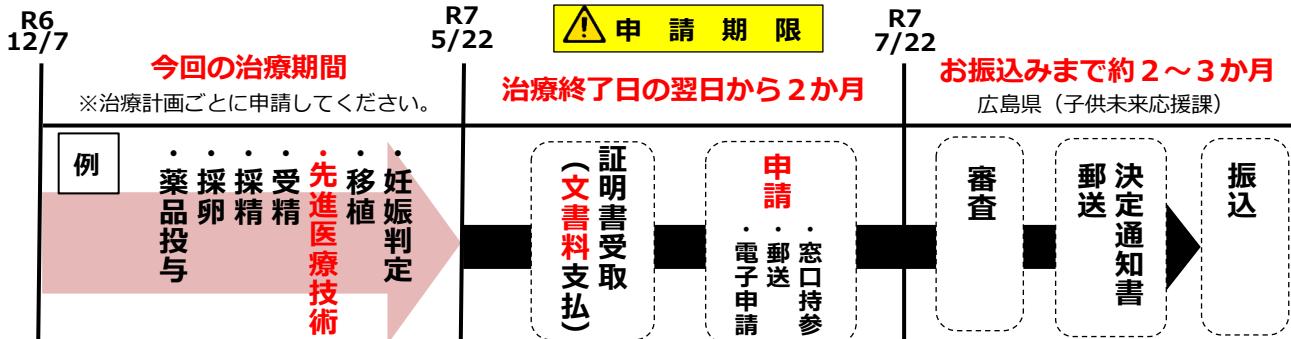
【治療開始～申請～振込まで】

夫婦で医療機関を受診。保険診療 or 自費診療等、治療計画をたてる。



⚠️ 先進医療技術等を使うことが決まつたら、助成を受けたいことを伝えましょう！（証明書を依頼するタイミングも確認）

【例】治療期間：令和6年12月7日～令和7年5月22日



4 申請書類

申請様式は、各申請窓口での配布、県ホームページからダウンロードできる他、電子申請が可能です。
※添付書類（住民票等）は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください。

<input type="checkbox"/>	① 広島県特定不妊治療支援事業申請書 (様式第1号)	助成対象①と②は申請書が異なりますのでご注意ください。 申請書記入例はこちら(県HP) 
<input type="checkbox"/>	② 【医療機関が記入】 広島県特定不妊治療支援事業申請に 係る証明書 (様式第2号)	・夫婦が別の医療機関で受診した場合又は転院した場合は、それ ぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。 ・証明書の作成には1か月程度時間を要する場合がありますの で医療機関にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	③ 戸籍謄本（全部事項証明書）の原本 ※抄本・附票不可	・初回申請時及び助成回数リセット時のみ必要です。 ただし、夫婦が別世帯の場合は、毎回必要です。 ・事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本が毎回必要です。
<input type="checkbox"/>	④ 広島県内の住所を確認できる住民票 ※申請日の3か月以内に発行された原本	・夫婦が別世帯の場合は、それぞれの住民票が必要です。 ・事実婚の場合は、世帯全員記載・続柄記載のものを取得してく ださい。 ・助成対象者の住所等を住民基本台帳で確認することを①にお いて承諾する場合は、住民票の添付を省略できます。 ただし、「事実婚」、「別世帯で県外居住者」は省略不可。
<input type="checkbox"/>	⑤ 医療機関が発行する領収書 (明細書含む) の写し	【助成対象①の場合】 助成対象となる先進医療・文書料に係る領収書及び明細書 【助成対象②の場合】 (ア) 助成対象となる費用（領収金額）に係る領収書 (イ) (ア) のうち、先進医療等・文書料に係る明細書
<input type="checkbox"/>	⑥ 振込先口座の通帳の写し	口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁（紙 媒体が無い場合は、アプリ画面などを印刷したもの）

※以下の書類は、該当する場合に提出してください。

⑦	院外薬局が発行する領収書（明細書含む）の写し	対象となる場合のみ提出してください。 処方箋の発行医療機関・発行日が確認できるもの
⑧	事実婚関係に関する申立書 (様式第6号)	事実婚の場合のみ提出してください。
⑨	遅延理由書	申請期限を過ぎる場合に提出してください。 ※ただし年度を超える申請は受付できません。
⑩	死産証明書（写）または 母子手帳の出産のページ（写）	死産により助成回数をリセットする場合に提出してください。
⑪	委任状（押印済の原本）	申請者と異なる口座名義人の場合に提出してください。

5 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) お住まいの市町の申請窓口（県の保健所・支所または広島県庁子供未来応援課）へ申請

申請書類を揃えて窓口へ提出してください。（郵送可）なお、お住まいの市町毎の申請窓口は、「7 申請窓口」をご確認ください。

(2) 広島県電子申請システムでの申請

電子申請システムにより申請する場合は、「4 申請書類」のうち、②～⑥（該当する場合は⑦～⑪）の書類を「広島県庁子供未来応援課」へ郵送してください。（⑤～⑩については、電子申請システムにおいて、データ添付することも可能です。）

※助成対象によって電子申請窓口が異なりますのでご注意ください。

助成対象①
(先進医療への助成)
の申請 ⇒



助成対象②
(自費診療への助成)
の申請 ⇒



6 申請期限

対象となる治療が終了した日の翌日から起算して、原則 2か月以内に申請してください。

⚠ 治療が終了した日とは下記の日のことで、医師が判断し、様式第2号「証明書」の「その他特記事項」欄に記載した「今回の治療期間」の最終日です。

- ・移植後の妊娠判定日（妊娠の有無は問わない）
- ・医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日

※申請期限を超えている場合は申請を受理できません。

※ただし、治療終了日の属する年度内（年度とは4月1日～3月31日）で、やむを得ない理由により期日内の申請が困難であると認められる場合は、申請することができる場合があります。（※）その場合、「遅延理由書」に理由を記入のうえ、**治療終了日の属する年度末（3月31日必着。閉庁日の場合は、前日までの開庁日）**までに申請してください。

（※）治療終了日が1月31日～3月31日の場合は、**必ず2か月以内**に申請してください。（「遅延理由書」は使用できません。）

7 申請窓口

お住まいの市町	申請窓口		
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎1階	082-513-5526
呉市（※）・江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
福山市（※）・府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1417
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
広島市・呉市・福山市（※）	子供未来応援課	広島市中区基町 10-52 本館5階	082-513-3171

※上記のほか、広島県庁 子供未来応援課（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）への郵送でも受付けています。

お問い合わせ **広島県健康福祉局子供未来応援課** ☎082-513-3171

8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

申請様式のダウンロードや保険医療機関・助成対象の治療、よくある質問 Q&A
県内市町の助成制度など、詳しくは広島県のホームページをご覧ください。

広島県 特定不妊

検索

